

<一般委託>

学校評価に係るアンケート調査集計 業務委託（一般委託）仕様書

学校評価に係るアンケート調査集計業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	学校評価に係るアンケート調査結果の集計業務を業者委託することにより、学校の教育活動や学校運営について客観的かつ妥当性をもって分析できるようになり、学校評価の推進を図ることができる。
2	履行期間	契約日から令和5年3月31日
3	施行場所	横須賀市立追浜小学校ほか59箇所（詳細は別表のとおり）
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	
6	関係法規	
7	資格要件	
8	契約方法	総価による業務委託契約（一般委託）
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	教育委員会学校教育部教育指導課 宍戸 046-822-9821

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 （上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照）</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム（YES）により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

学校評価に係るアンケート調査集計業務委託 仕様書

学校評価に係るアンケート調査集計業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1 事業について

(1) 事業名称

学校評価推進事業

(2) 事業目的

学校評価の中心となる「自己評価」を行なう際に活用するアンケート調査結果の集計業務を業者委託することにより、学校評価を客観的に、また妥当性をもって分析できるようにする。

(3) 事業内容

横須賀市立の各学校の学校評価に係るアンケート調査結果の集計について、市として一括して業者へ委託する。委託業務は、学校ごとに行うアンケート調査の結果の集計、グラフ化、成果品の納品、集計結果報告である。

2 委託業務の内容

(1) 児童生徒、保護者を対象としたアンケート調査結果の集計を行う。

- ・結果の集計は、児童生徒と保護者それぞれで、各設問について集計種類ごととする。
※集計は、(児童数×設問数) + (保護者数×設問数) の 60 校分となる。
- ・集計結果は、帯グラフで表す。
- ・各学校のアンケート調査の対象、人数、設問数、集計の種類、集計種類数、グラフ数、集計処理業務日程については、別表のとおりである。

(2) 学校ごとに集計結果を CD-ROM に収め、成果品として、各学校等へ 1 部ずつ納品する。

(3) 市内各学校の集計結果を収めた CD-ROM 1 部と、その内容を A 4 両面カラー印刷で出力し冊子にしたもの 1 部を、本市教育委員会学校教育部教育指導課へ集計結果報告として納品する。

①アンケート調査について（詳細内容は、別表に指定のとおりとする）

○調査対象…児童生徒及び保護者。生徒のみや保護者のみの集計を依頼する学校もある。

児童生徒に替えて教員や関係者を対象とすることもある。

○アンケート種類…

児童生徒と保護者の 2 種類（※保護者アンケートを教員が実施する場合を含む）

児童生徒 2 種類(下・上学年用など)と保護者の 3 種類など学校による。

○設 問 数…児童生徒、保護者ともに 20 設問以内とする。

○集計種類…集計の種類や数は、各学校による。

児童生徒と保護者の集計種類の数が異なる場合もある。

※集計種類の主なパターン例は

◆小学校	1、2、3、4、5、6 学年＋低学年＋中学年＋高学年＋全体・・・10 種類の集計 1、2、3、4、5、6 学年＋低学年＋中高学年・・・8 種類の集計 1、2、3、4、5、6 学年＋ひと組＋全体・・・8 種類の集計 1、2、3、4、5、6 学年＋全体・・・7 種類の集計 1、2、3、4、5、6 学年＋ひと組・・・7 種類の集計 1、2、3、4、5、6 学年・・・6 種類の集計 3、4、5、6 学年＋全体・・・5 種類の集計 低学年＋中学年＋高学年＋全体・・・4 種類の集計 4、5、6 学年＋上学年全体・・・4 種類の集計 下学年＋上学年・・・2 種類の集計 全体・・・1 種類の集計（児童全体・教職員全体あり）
◆中学校	1、2、3 学年＋全体・・・4 種類の集計
◆高等学校全日制	1、2、3 年次＋全体・・・4 種類の集計
定時制	1、2、3、4 年次＋全体・・・5 種類の集計
◆幼稚園	全体・・・1 種類の集計

②グラフについて

- 集計結果は、集計種類ごとに、各設問につきグラフ化する。
- グラフのイメージについては、別添資料【グラフのイメージ】の指定のとおりとする。
- グラフの数は、設問数×集計種類となる。

③成果品（CD-ROM）について

- 出力データは、マイクロソフト社製表計算ソフトエクセル(Excel2013)で使用可能であることとする。(※学校が作業ができるようにシートにブロックはかけない)
- 集計結果は、集計種類ごとに出力できるようにする。(シートを集計種類ごとに作成する。)
- 中学校は、集計種類ごとに作成するシートのほかに、学年ごとに出力できるシートの中で作成した帯グラフを整理し、設問ごとに1～3年と全体の4つの帯グラフを並べて印刷できるシートを作成すること。
※集計種類が1種類（「全体」）の学校や学年によって設問内容が異なる学校は除く。

④その他

- アンケート調査用紙の自由記述欄の集約については、本委託の対象としない。
- 児童生徒用アンケート及び保護者用アンケートのアンケート票の印刷と、アンケート票を使用したアンケート調査の実施は委託者が行うものとする。
- データ等、グラフに間違いがあった時には、速やかに修正の対応をする。

3 業務の流れ、手順

*契約後、本市教育委員会学校教育部教育指導課において業務内容について、打ち合わせを行う。
(打ち合わせに係る一切の経費は、本事業の委託代金額に含むものとし受託者の負担とする。)

*具体的な業務は、電話、FAX、電子メールを用いた各学校等とのやりとりとなる

- (1) 受託者は、各学校から学校別の「アンケート調査用紙【様式3】〔児童生徒用、保護者用〕の原稿」(アンケート項目のみの記入で、実施していないもの)を受理する。ただし、期日の7日を過ぎても原稿が送られてこない場合は、該当校に受託者より連絡をすることとする。(各学校からは、アンケート調査を実施する期日の30日程度前までに、受託者宛に郵送、または電子メールで送ることとする。)
- (2) 受託者は、各学校から実施した「アンケート調査用紙【様式3】〔児童生徒用、保護者用〕」を受理し、集計を行う。受理方法は、受託者による自主回収、または宅配便利用とし、受託者が受理方法を決定後、委託者に通知するものとする。(宅配便の場合の送料は、本業務の委託代金額に含むものとする。なお、その場合の宅配便の箱や封筒、梱包材等は、委託者が用意するものとする。)
- (3) 受託者は、集計結果を収めたCD-ROMを各学校に送付する。紙データとしての出力は不要とする。(実施したアンケートを受理した日より、28日以内(祭日・休日も含む)に、集計結果を収めたCD-ROMを各学校へ送付すること。)
同時に「実施したアンケート調査用紙」(集計処理を終えたもの)を学校へ返却する。その際に、学校に受領書(様式任意)を送り、学校からFAXで受領書の提出を受けること。(CD-ROMの送付及び「実施したアンケート調査用紙」の返却に係る費用は、本業務の委託代金額に含むものとする。)
- (4) 全学校の集計処理が終わった時点で、全学校のアンケート調査結果を収めたCD-ROM1部と、A4両面カラー印刷で出力し冊子にしたもの1部を、本市教育委員会学校教育部教育指導課へ送付すること。

4 集計処理業務を委託する学校と日程

- (1) 学校数は、60(高校は、全・定2種類)である。

(内訳) 小学校 41校
中学校 18校
高等学校 1校(全日と定時の2種類)

- (2) 集計処理業務日程については、別表のとおりである。

児童生徒用と保護者用の「アンケート調査用紙の原簿」及び「実施したアンケート調査用紙」を各学校から受託者に送付する日程は、基本的に各々同一日程である。ただし、横須賀市立豊島小学校のみは、児童生徒用と保護者用を異なった日程で受託者に送付する。

- (3) 別表に掲げる児童生徒数及び保護者数は、令和4年5月時点の数量であるため、その後の転入及び転出により若干の増減が生じるものとする。

(4) 過年度のアンケート回収の実績については、以下のとおりである。ただし、数値は参考値であるため、実績と同程度の回収率を約束するものではない。

・令和3年度

園児児童生徒用：ほぼ100%、保護者用：平均で約80%

5 情報の取り扱いについて

(1) 「個人情報の保護」について

個人情報を扱う業務を行う場合は、個人情報保護条例により、適切な扱いをすること。

(別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」参照)

(2) 守秘義務について

本業務において知り得たすべての情報についての守秘義務を遵守すること。

【 担当 教育指導課 宍戸 TEL 046-822-9824 FAX 046-822-6849 】

資料【グラフのイメージ】

令和4年度

学校評価アンケート調査 集計結果

横須賀市立〇〇小学校

調査対象：児童

集計対象：2年

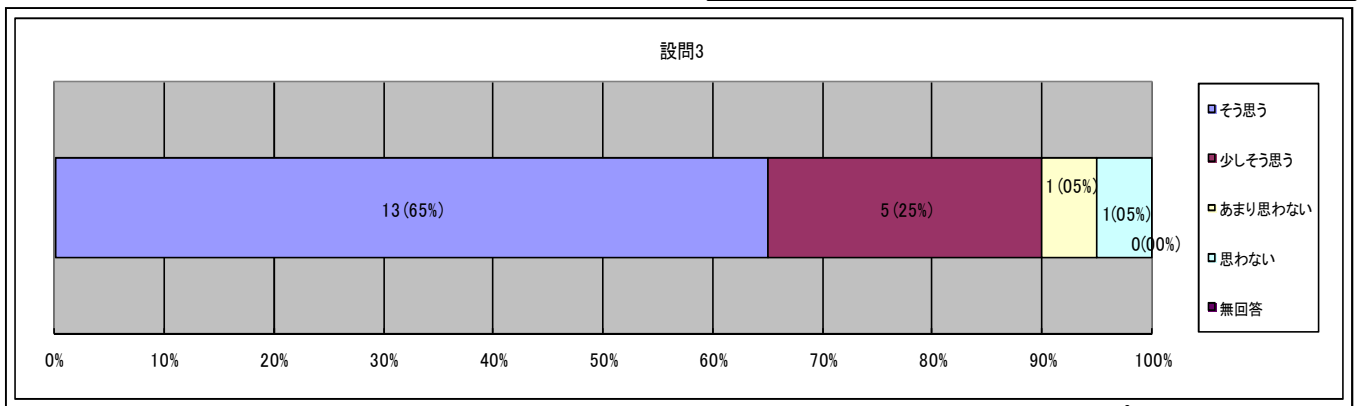
調査対象(児童生徒or保護者)
集計対象(学年等)を記載し、
何のグラフかわかるようにする。

集計対象ごとの設問とそ
の回答の表を作成する。

設問	質問内容	そう思う	少しそう思う	あまり思わない	思わない	無回答
1	〇〇小学校の学校目標を知っていますか。	12 (60%)	7 (35%)	1 (05%)	0 (00%)	0 (00%)
2	今年の学級目標や学習の予定について、わかっていますか。	16 (80%)	3 (15%)	1 (05%)	0 (00%)	0 (00%)
3	学校で安心して楽しく過ごしていますか。	13 (65%)	5 (25%)	1 (05%)	1 (05%)	0 (00%)
4	学習したことがわかっていますか。	15 (75%)	5 (25%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)
5	先生や友だちの話を意味を考えながら聞いていますか。	9 (45%)	7 (35%)	4 (20%)	0 (00%)	0 (00%)
6	自分の思いや意見を相手にわかるように話していますか。	3 (15%)	13 (65%)	2 (10%)	2 (10%)	0 (00%)
7	学習のわからないところについて、先生方は、わかるように教えてくれていますか。	20 (100%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)
8	先生方は、あなたができるようになったことや頑張ったことを認めてくれていますか。	18 (90%)	2 (10%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)
9	先生方は、悩みや相談を真剣に聞いてくれますか。	18 (90%)	2 (10%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)
10	先生方は、命や人権、他人への思いやりや、社会のルールを守ることの大切さを教えてくれていますか。	19 (95%)	1 (05%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)
11	先生方は、身の回りの安全や地震、火事などの時の行動の仕方について日頃から教えてくれていますか。	18 (90%)	2 (10%)	0 (00%)	0 (00%)	0 (00%)
12	学校であったことを、家の人に話していますか。	9 (45%)	6 (30%)	3 (15%)	2 (10%)	0 (00%)

3 学校で安心して楽しく過ごしていますか

グラフの前に設問番号、質問内容をいれる。



グラフの軸については、0%から始め、最大値を100%とする。

設問番号毎に設問全てをグラフ化する。また、ページがまたがる場合には、グラフが切れたりしないようにする。

グラフ内のデータラベルについては、隣同士重ならないようにし、数字がしっかりと見えるようにする。

別表

2022/6/20

	学校名	児童生徒用アンケート調査						保護者用アンケート調査							
		児童生徒数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付	保護者数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付
1	横須賀市立追浜小学校	98	20	低学年、中学年、高学年と全体	4	80	11月4日(金)	11月18日(金)	98	20	低学年、中学年、高学年と全体	4	80	11月4日(金)	11月18日(金)
2	横須賀市立夏島小学校	453	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	10月28日(金)	12月9日(金)	362	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	10月28日(金)	12月9日(金)
3	横須賀市立浦郷小学校	778	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	9月22日(木)	11月2日(水)	778	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	9月22日(木)	11月2日(水)
4	横須賀市立鷹取小学校	294	5	1,2,3,4,5,6年と低学年・中学年・高学年と全体	10	50	10月14日(金)	11月18日(金)	294	5	1,2,3,4,5,6年と低学年・中学年・高学年と全体	10	50	10月14日(金)	11月18日(金)
5	横須賀市立船越小学校	390	11	1,2,3,4,5,6年、全体	7	77	10月24日(月)	11月24日(木)	390	11	1,2,3,4,5,6年、全体	7	77	10月24日(月)	11月24日(木)
6	横須賀市立田浦小学校	136	10	1,2,3,4,5,6年と1・2年の合計と3・4・5・6年の合計、全体	9	90	11月22日(火)	12月23日(金)	103	10	全体	1	10	11月22日(火)	12月23日(金)
7	横須賀市立長浦小学校	144	13	1,2,3,4,5,6年と全体	7	91	9月30日(金)	12月2日(金)	144	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	9月30日(金)	12月2日(金)
8	横須賀市立逸見小学校	72	16	1,2,3,4,5,6年と全体	7	112	12月9日(金)	12月23日(金)	60	16	1,2,3,4,5,6年と全体	7	112	12月9日(金)	12月23日(金)
9	横須賀市立桜小学校	270	10	1,2,3,4,5,6年と低学年・中学年・高学年と全体	10	100	10月20日(木)	12月9日(金)	270	10	低学年、中学年、高学年と全体	4	40	10月20日(木)	12月9日(金)
10	横須賀市立汐入小学校	110	20	1,2,3,4,5,6年と低学年・中学年・高学年と全体	10	200	9月14日(水)	12月22日(木)	95	20	1,2,3,4,5,6年と低学年・中学年・高学年と全体	10	200	9月14日(水)	12月22日(木)
11	横須賀市立諏訪小学校	360	15	1,2,3,4,5,6年と全体	7	105	10月28日(金)	12月22日(木)	360	15	1,2,3,4,5,6年と全体	7	105	10月28日(金)	12月22日(木)
12	横須賀市立田戸小学校	474	20	1,2,3,4,5,6年と低学年全体、中学年全体、高学年全体、全体	10	200	11月1日(火)	12月23日(金)	380	20	1,2,3,4,5,6年と低学年全体、中学年全体、高学年全体、全体	10	200	11月1日(火)	12月23日(金)
13	横須賀市立山崎小学校	400	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	9月30日(金)	12月15日(木)	400	10	低学年、中学年、高学年と全体	4	40	9月30日(金)	12月15日(木)
14	横須賀市立豊島小学校	259	20	1,2,3,4,5,6年と低学年・中学年・高学年と全体	10	200	8月30日(火)	10月28日(金)	259	20	低学年、中学年、高学年と全体	4	80	10月28日(金)	12月20日(火)
15	横須賀市立鶴久保小学校	521	20	1,2,3,4,5,6年と低学年(1,2,3年)と高学年(4,5,6年)と全体	9	180	11月2日(水)	11月30日(水)	410	20	全体	1	20	11月2日(水)	11月30日(水)
16	横須賀市立池上小学校	310	10	4,5,6年と全体	4	40	11月2日(水)	12月20日(火)	440	15	1,2,3,4,5,6年と全体	7	105	11月2日(水)	12月20日(火)
17	横須賀市立城北小学校	483	16	1,2,3,4,5,6年と全体	7	112	9月9日(金)	11月28日(月)	483	16	1,2,3,4,5,6年と支援級と全体	7	112	9月9日(金)	11月28日(月)
18	横須賀市立衣笠小学校	409	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月3日(月)	11月24日(木)	409	20	低学年、中学年、高学年と全体	4	80	10月3日(月)	11月24日(木)
19	横須賀市立大矢部小学校	350	17	1,2,3,4,5,6年と低学年、中学年、高学年と全体	10	170	9月30日(金)	11月30日(水)	250	12	低学年、中学年、高学年と全体	4	48	9月30日(金)	11月30日(水)
20	横須賀市立森崎小学校	682	11	1,2,3,4,5,6年と全体	7	77	11月1日(火)	12月5日(月)	682	11	1,2,3,4,5,6年と全体	7	77	11月1日(火)	12月5日(月)
21	横須賀市立根岸小学校	570	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	11月11日(金)	12月12日(月)	570	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	11月11日(金)	12月12日(月)
22	横須賀市立走水小学校	48	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月5日(水)	11月9日(水)	48	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月5日(水)	11月9日(水)

	学校名	児童生徒用アンケート調査							保護者用アンケート調査						
		児童生徒数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付	保護者数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付
23	横須賀市立馬堀小学校	280	20	1,2,3,4,5,6年と低学年、中学年、高学年と全体	10	200	11月22日(火)	1月11日(火)	220	20	低学年、中学年、高学年と全体	4	80	11月22日(火)	1月11日(火)
24	横須賀市立望洋小学校	300	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	11月18日(金)	12月20日(火)	240	10	1,2,3,4,5,6年と全体	7	70	11月18日(金)	12月20日(火)
25	横須賀市立大塚台小学校	432	20	1,2,3,4,5,6年と低学年全体,中学年全体,高学年全体,全体	10	200	9月15日(木)	11月22日(火)	343	20	1,2,3,4,5,6年と低学年全体,中学年全体,高学年全体,全体	10	200	9月15日(木)	11月22日(火)
26	横須賀市立小原台小学校	370	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月14日(金)	11月15日(火)	292	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月14日(金)	11月15日(火)
27	横須賀市立鴨居小学校	323	8	1,2,3,4,5,6年と全体	7	56	10月下旬	11月下旬	323	7	1,2,3,4,5,6年と全体	7	49	10月下旬	11月下旬
28	横須賀市立高坂小学校	333	15	1,2,3,4,5,6年と全体	4	60	9月16日(金)	10月28日(金)	333	11	1,2,3,4,5,6年と全体	5	55	9月16日(金)	10月28日(金)
29	横須賀市立久里浜小学校	650	9	1,2,3,4,5,6年と全体	7	63	9月20日(火)	11月10日(木)	650	13	全体	1	13	9月20日(火)	11月10日(木)
30	横須賀市立明浜小学校	650	15	1,2,3,4,5,6年と低学年、中学年、高学年と全体	10	150	11月16日(水)	12月16日(金)	500	12	1,2,3,4,5,6年と全体	7	84	11月16日(水)	12月16日(金)
31	横須賀市立神明小学校	502	20	1,2,3,4,5,6年と低学年、中学年、高学年と全体	10	200	9月30日(金)	11月30日(水)	502	20	1,2,3,4,5,6年と低学年、中学年、高学年と全体	10	200	9月30日(金)	11月30日(水)
32	横須賀市立栗田小学校	292	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月14日(金)	11月30日(水)	217	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月14日(金)	11月30日(水)
33	横須賀市立野比小学校	484	11	1,2,3,4,5,6年と全体	7	77	9月30日(金)	11月15日(火)	376	8	1,2,3,4,5,6年と全体	7	56	9月30日(金)	11月15日(火)
34	横須賀市立野比東小学校	373	11	1,2,3,4,5,6年と全体	7	77	10月14日(金)	11月30日(水)	284	11	1,2,3,4,5,6年と全体	7	77	10月14日(金)	11月30日(水)
35	横須賀市立北下浦小学校	232	11	1,2,3,4,5,6年	11	121	10月3日(月)	12月23日(金)	232	11	1,2,3,4,5,6年	11	121	10月3日(月)	12月23日(金)
36	横須賀市立津久井小学校	353	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月14日(金)	11月30日(水)	353	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	10月14日(金)	11月30日(水)
37	横須賀市立長井小学校	275	18	1,2,3,4,5,6年と低学年、中学年、高学年と全体	10	180	9月30日(金)	11月15日(火)	275	18	低学年、中学年、高学年と全体	4	72	9月30日(金)	11月15日(火)
38	横須賀市立富士見小学校	250	10	1,2,3,4,5,6年,全校	7	70	10月28日(金)	12月9日(金)	250	20	1,2,3,4,5,6年,全校	7	140	10月28日(金)	12月9日(金)
39	横須賀市立武山小学校	234	15	4,5,6年と全体	4	60	10月20日(木)	11月30日(水)	406	15	低学年、中学年、高学年と全体	4	60	10月20日(木)	11月30日(水)
40	横須賀市立荻野小学校	160	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	9月15日(木)	11月11日(金)	135	20	1,2,3,4,5,6年と全体	7	140	9月15日(木)	11月11日(金)
41	横須賀市立大楠小学校	492	16	1,2,3,4,5,6年と全体	7	112	10月7日(金)	11月25日(金)	360	13	1,2,3,4,5,6年と全体	7	91	10月7日(金)	11月25日(金)

	学校名	児童生徒用アンケート調査							保護者用アンケート調査						
		児童生徒数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付	保護者数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付
1	横須賀市立追浜中学校	489	20	1.2.3年と全体	4	80	11月4日(金)	12月15日(木)	461	20	1.2.3年と全体	4	80	11月4日(金)	12月15日(木)
2	横須賀市立鷹取中学校	169	12	1.2.3年と全体	4	48	11月30日(水)	12月23日(金)	169	12	1.2.3年と全体	4	48	11月30日(水)	12月23日(金)
3	横須賀市立田浦中学校	405	20	1.2.3年と全体	4	80	8月30日(火)	10月5日(水)	405	20	1.2.3年と全体	4	80	8月30日(火)	10月5日(水)
4	横須賀市立不入斗中学校	357	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)	357	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)
5	横須賀市立公郷中学校	314	20	1.2.3年と全体	4	80	10月12日(水)	11月28日(月)	295	20	1.2.3年と全体	4	80	10月12日(水)	11月28日(月)
6	横須賀市立池上中学校	337	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)	317	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)
7	横須賀市立衣笠中学校	450	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)	450	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)
8	横須賀市立大矢部中学校	439	20	1.2.3年と全体	4	80	11月18日(金)	12月16日(金)	439	15	1.2.3年と全体	4	60	11月18日(金)	12月16日(金)
9	横須賀市立馬堀中学校	220	20	1.2.3年と全体	4	80	9月30日(金)	10月28日(金)	220	20	1.2.3年と全体	4	80	9月30日(金)	10月28日(金)
10	横須賀市立浦賀中学校	649	10	1.2.3年と全体	4	40	10月14日(金)	1月13日(金)	595	10	1.2.3年と全体	4	40	10月14日(金)	1月13日(金)
11	横須賀市立鴨居中学校	425	20	1.2.3年と全体	4	80	9月30日(金)	11月9日(水)	425	20	1.2.3年と全体	4	80	9月30日(金)	11月9日(水)
12	横須賀市立久里浜中学校	679	12	1.2.3年と全体	4	48	10月25日(火)	11月15日(火)	679	14	1.2.3年と全体	4	56	10月25日(火)	11月15日(火)
13	横須賀市立神明中学校	440	20	1.2.3年と全体	4	80	10月7日(金)	11月8日(火)	440	20	1.2.3年と全体	4	80	10月7日(金)	11月8日(火)
14	横須賀市立北下浦中学校	190	15	1.2.3年と全体	4	60	11月1日(火)	12月22日(木)	190	15	1.2.3年と全体	4	60	11月1日(火)	12月22日(木)
15	横須賀市立長沢中学校	363	14	1.2.3年と特別支援学級と全体	5	70	11月4日(金)	12月14日(水)	363	11	1.2.3年と特別支援学級と全体	5	55	11月4日(金)	12月14日(水)
16	横須賀市立長井中学校	155	19	1.2.3年と全体	4	76	11月11日(金)	12月9日(金)	155	19	1.2.3年と全体	4	76	11月11日(金)	12月9日(金)
17	横須賀市立武山中学校	454	20	1.2.3年と全体	4	80	10月17日(月)	11月21日(月)	454	10	1.2.3年と全体	4	40	10月17日(月)	11月21日(月)
18	横須賀市立大楠中学校	260	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)	250	20	1.2.3年と全体	4	80	10月14日(金)	11月30日(水)

	学校名	児童生徒用アンケート調査						保護者用アンケート調査								
		児童生徒数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付	保護者数	設問数	集計種類	集計種類数	グラフ数	原簿提出	調査用紙送付	
1	横須賀市立横須賀総合高等学校(全日)	委託を希望せず(生徒については、アンケートを実施せず)						960	20	数字のみ集計する。1年・2年・3年・全体を集計。			4	80	10月28日(金)	1月10日(月)
	横須賀市立横須賀総合高等学校(定時)	200	15	1,2,3,4年と全体		5	75	9月1日(木)	10月18日(火)	200	12	1,2,3,4年と全体		5	60	9月1日(木)
		21,591	950			394	6,147			21,400	948		341	5,229		

〔様式3〕（1）

保護者様

アンケート調査用紙

学校名

お子さんの学年 年

下のそれぞれの質問について、次の4つ(5つ)の回答からあてはまるものを1つだけ選んで、1～4(または、5)の番号を、右の「回答番号」欄にお書きください。

1 (そう思う など) 2 () 3 () 4 () 【 5(思わない など) 】

質問番号	質問内容	回答番号
1	入力例: 教員は、子どもの悩みや相談などに適切に対応してくれる。	
2	入力例: 子どもは、学校に友だちがたくさんおり、充実した楽しい学校生活を送っている。 (* 文が長ければ、自動的に改行されて2行になります。)	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

◆うらに続きます

質問番号	質問内容	回答番号
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

●学校へのご意見やご要望などを、ご自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

[様式3] (2)

アンケート調査用紙

がっこうめい
学校名

* 学校で事前に入力してください

がくねん
学年

ねん
年

した
下のそれぞれの質問について、次の4つ(5つ)の回答から、あてはまるものを1つだけえら
えら
んで、
1～4(または、5)のばんごう
ばんごう
を、右の「かいとうばんごう
かいとうばんごう
」欄に書いてください。

1 (そう
おも
思う など) 2 () 3 () 4 () 【 5 (思
おも
わない など) 】

しつもんばんごう 質問番号	しつもんないよう 質問内容	かいとうばんごう 回答番号
1	入力例: 先生は、悩みや相談などに適切に対応してくれる。	
2	入力例: 学校には、友だちがたくさんおり、毎日充実した楽しい学校生活を送っている。 (* 文が長ければ、自動的に改行されて2行になります。)	
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		

◆うらに続きます^{つづ}

しつもんばんごう 質問番号	しつもんないよう 質問内容	かいとうばんごう 回答番号
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

●^{がっこう}学校への^{いけん}意見や^{ようぼう}要望などを、^{じゆう}自由に^か書いてください。

--

<ルビ(ふりがな)について>

学年共通で使用する用紙は、できるだけ総ルビがよろしいかと思えます。

また、参考までに、文部科学省の全国学習状況調査(生徒質問紙)では、中3専用の質問用紙にも「総ルビ」(全部の漢字にルビ)をつけています。これはいろいろな状況に対応でき、誰もが読めるようにするためだと思われます。

●ルビの入力のしかた

1 フォーマットデータの子ども用シートは、ルビを表示する設定にしています。文を入力していくと、変換するたびに、自動的にルビが振られていきます。

2 ルビを振る必要がないときは、次のように表示設定を変更してください。

- ①質問文を入力するセル(ます)を選択する(ドラッグでまとめて選択できる)。
- ②上のツールバーの「書式」を選ぶ。
- ③その中の「ふりがな」を選ぶ。
- ④さらに、「表示／非表示」を選ぶ。
(これを1回クリックするたびに、表示と非表示が切り替わる)

3 ルビの訂正のしかた

「ふりがな」の中の「編集」を使います。

- ①訂正したいルビを含むセルを選択する。
- ②表示された文の中から、訂正したいルビを含む漢字を、ドラッグして選択する。
- ③上のツールバーの「書式」を選ぶ。
- ④その中の「ふりがな」を選ぶ。
- ⑤さらに、「編集」を選ぶ。
- ⑥ルビが白抜きに反転したら、正しいふりがなを上書きする。
- ⑦「Enter」を押して終了。

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、業務に関して個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

第2条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損及びその他の事故を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関する責任体制を整備し、管理責任者を定めなければならない。

3 乙は、個人情報の保管にあたっては、この契約による業務により取得した個人情報とそれ以外の個人情報を明確に区分し、管理しなければならない。

(管理責任者等の教育及び研修)

第3条 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、管理責任者及び従事者に対し、横須賀市個人情報保護条例第14条（受託者等の責務）、第32条及び第33条（罰則）の内容並びに本特記事項において従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な履行に関し必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(秘密の保持)

第4条 乙は、個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による業務の処理の従事者が個人情報を管理責任者の承諾を得ることなく事務所以外の場所に持ち出し、又は不適切な取扱いにより第三者に漏らすことのないように、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第5条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、当該目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第6条 乙は、委託者（以下「甲」という。）の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7条 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、業務を実施するために甲から提供された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8条 乙は、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに甲に返還し、又は引き渡し、若しくは消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去しなければならない。

3 乙は、前項の規定により個人情報を消去した場合は、当該個人情報を消去した旨の報告書を甲に提出しなければならない。

(再委託の禁止等)

第9条 乙は、個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、個人情報の処理を再委託する場合及び再委託の内容を変更する場合は、あらかじめ次の各号に規定する事項を記載した書面を甲に提出し、前項ただし書きの承諾を得なければならない。

(1) 再委託の相手方

(2) 再委託を行う業務の内容

(3) 再委託で取り扱う個人情報

(4) 再委託の期間

(5) 再委託が必要な理由

(6) 再委託の相手方における責任体制及び管理責任者

(7) その他甲が必要と認める事項

3 乙は、前項の規定により個人情報を取り扱う事務を再委託の相手方（以下「再受託者」という。）に取り扱わせる場合には、乙と再受託者との契約内容に関わらず、再受託者の当該事務に関する行為について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託契約において、再受託者に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に指示しなければならない。

5 乙は、この契約による業務を再委託した場合は、その履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、再受託者の状況等を報告しなければならない。

(立入調査等)

第10条 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報を取り扱う事務について管理状況の説明若しくは資料の提出を求め、又は乙の事務所に立ち入ることができる。

2 乙は、甲から個人情報の取扱いに関して改善を指示されたときは、その指示に従わなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故（以下「漏えい事故」という。）が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、漏えい事故が生じた場合、当該事故の被害を最小限にするため、甲と協力して必要な措置を講じ、かつ、甲の指示に従わなければならない。

(補則)

第12条 乙は、この契約における個人情報の取扱いについて疑義が生じたときは、甲と協議し、その指示に従わなければならない。